

國第三十四回  
參議院内閣委員會會議錄第七號

昭和三十五年三月一日(火曜日)午前十一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長  
理事  
中野  
文門君

事務局側  
事務総長 河野 義克君  
常任委員 会専門員 杉田正三郎君  
國立国会図書館側  
國立国会図書館副館長 岡部 史郎君  
説明員

がであるようござりますことを、  
管区及び地方行政監察局の名称の変更等  
及び北海道所在の地方行政監察局の管  
轄区域の変更等を行なうものであります  
す。

また、地方行政監察局の名称は、地  
方自治行政の監察機関であるかのよう  
な誤解を与えますので、地方行政監察  
局の個別名称から「地方」を除きます。  
次に、北海道における各支庁の所管

政府側の出席の方々は、浅井人事院総裁、滝本人事院給与局長、官地文部大臣官房人事課長、岩間文部省初等中等教育局財務課長の方々であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を

委員

本日の会議に付した案件  
行政管理庁設置法の一部を改正する  
公認案(内閣答申、予備審査)

- 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 国家公務員制度及び恩給に関する調査
- (国家公務員の給与に関する件)
  - (国家公務員の定員に関する件)
  - (国家行政組織に関する調査)
- (行政監察に関する件)

○委員長(中野文麿君) これより内閣  
山本伊三郎君  
辻政信君  
委員会を開会いたします。  
去る、二月二十六日予備審査のため

員会に付託されました行政管理庁

政府委員

總取いたします。

人事院事務局  
給与局長

さなりました行政管理庁設置法の一

官房公務員制  
度調査室長

議題目次

行政管理序行

本局の所掌事務のみを分掌いたして  
三十地方支分部局二、必要ニ依ニ

政監察局長  
文部大臣官

の一部をも新たに分掌せるとこと

また、管区行政監察局の個別の名称には札幌、仙台等の都市名を冠しておりますが、この都市の名称を広域の名称に改める方が、管轄区域を明瞭なならしめて、より適切であると存じますので、管区行政監察局には広域の名称を

由の説明は終りました。白後の審査はこれを後日に譲ります。

由の説明は終了いたしました。自後の  
審査はこれを後日に譲ります。

事院としましては、今年の民間の給与実態調査をやられる調査案を作りつつある。主として(一)、(二)両をも)

事院としましては、今年の民間の給与実態調査をやられる調査案を作りつつある。従いまして、ぜひ、その調査案の要綱、これがほんとうの活版の印刷になる前に、五十万枚や六十万枚刷る前に、草案をぜひ本委員会に御提示を願

をいたしましたり、あるいは疑問の点があるということと御指摘いたしましても、あと祭りになる。また結果が出て、勧告が出て、いろいろ御質問をいたしましたも、意の足りない点がたくさんあるわけあります。昨年から問題になつております民間給与の実態調査の要綱案ですね。今御討議になつておられます要綱案を一つ御提示をいただきたい。これを一つ御希望申し上げたいと思っております。これは何も秘密になさるような問題でもなくして、すぐ活版に回されて、五十万枚、六十万枚お刷りになつてみんなにさつと配られる問題でありますので、ぜひ一つ御提示を願いたい。委員長の方からもよろしくお願ひいたします。よろしくお聞かせください。

いろいろな問題点等について指摘をいたしておりますので、さらに先回私が申し上げました点については慎重に検討いたしたいということあります。差しつかえあるものじやないと思いません。特に秘密にしなければならぬ問題でもないと思います。ですからぜひ印刷にされる前に要綱案を御提示願いたい。おそらくもう各県の人事委員会の人たちをお集めになつて説明会等もやられると思いますから、何も国家の大きな秘密でも何でもないわけでありますから、ぜひそういう点は一つ率直に、あるいはフランスに御提示をいただきたい。そうでありますと、調査が始まつてから、あるいは終わつてから御批判をいたしましても、なかなか能率的にもますいことになりますから、よろしく一つ御配慮いたく、よううに要望申し上げたいと思います。よろしくお詫びいたします。

られるわけですが、この第一項と第二項でございますね。この第一項はここにはつきりありますように、法律で定められた給与、それから勤務条件、勤務時間、これについて人事院としては随時変更ができる、それについては人事院としては勧告を怠つてはならない、隨時変更ができる。それに対しても人事院としては勧告を怠つてはならぬといふに規定をしてあるわけであります。この怠つてはならぬといふことは、これは勧告をしなければならぬということではなくて、必要がある場合にはいつでも誠意をもつて勧告をしなければならぬということを強調したことだと思う。第二項はこれは給与の適否、少なくとも一年以上国会並びに政府に対して勧告しなければならないという形になつておるのであるが、この第二項は第一項の最低限の規制をしたものだといふに私どもとしては解釈をしているわけです。總裁の本でありますのが、國家公務員精養軒の著書の中では、一条と一項と二項との関係は明確を欠いておりますけれども、そういうふうに考えますし、また、この条項ができましたのは從来公務員の給与が政府と、それから政局職員の組合との間の交渉によつてきめられておつた、それは問題があるといふところから、この二十八条の勧告といふものが取り上げられたわけでありますし、また總裁のこの本の中にも出ているのですが、これは二百八ページに出でおりませんが、これが、給与問題については内閣と政府と、政府職員組合とが銳く対立する。

その間に人事院が勧告権を擁して立つておるのだ。こういふような説明もしてあります。従つてこの二十八条の特點に第一項、これはもつと生き生きとしたものに解釈しなければならぬのじやないか。年一回というだけじゃなくて、必要に応じては隨時勧告をするとして、いうことを指示示しているのじやないかと、こういふふうに思うのですが、従来人事院は年一回というよくな形に立つておられるのですが、ここら辺について縦裁の御意見を承りたいと思ひます。

か、三十四年度の、つまり三十四年十一月から十二月までの賃金等の発表いたしました。非常に公務員の間でセンセーションを起こしておるわけでありますが、この労働省の二月二十九日発表の民間の賃金等について、人材院としては検討をなさっておられますかどうか。  
○政府委員(滝本忠男君) 労働省が表されたことは承知いたしております。で、これは新聞紙上で伝つておられますところは、部分的でございますので、われわれはさらに労働省に確めまして、現在研究中でございます。  
○鶴園哲夫君 少なくとも研究中であるということは、すでに手に入れて研究しておられるわけですか。  
○政府委員(滝本忠男君) われわれは労働省から資料の提供を受け、研究することにいたして、この部下にそぞら指示をしておるのであります。が、おそらく現在手に入れておるかどうかということは、そこまで確証もつておりませんけれども、すでにそらく手を入れて研究しておると私は思っております。  
○鶴園哲夫君 はなはだ遺憾だと思います。ですが、今回労働省の重要な発表について人事院の総裁等が検討をなさつていらっしゃらないといふことは、非常に遺憾だとと思うのです。私なんかす。いただきまして検討いたしておりました。これは公務員の給与並びに期末当等について勧告なさつていらっしゃるその中でありますからして、当すぐでもお取り寄せになつて、御検査してかかるべきではないかというふうに思うわけです。給与法の二十四にもはつきり指摘しておるじゃない

すか。人事院は、総理府統計局、労働省その他の政府機関から提供された資料について検討しなければならぬといふうに、どうも発表後四、五日たつて見たこともないという話では、はなはだ遺憾だと思うのです。この点について、ぜひ私ここで申し上げたい点であります。これは労働省の発表は、常に短いものであります。これを見ますと、昨年人事院が民間の給与について、あるいは民間の期末手当等について、調査をして勧告しておられたについて、その後の非常に詳細な報告書のやつは、御承知の通り、三十人以上の事業所、人事院の場合は五十人以上といふふうになつておりますが、事実が発表されたわけであります。労働省のやつは、御承知の通り、三十四年度、三十三年度に比べましてはるかに上回つておるといふふうに指摘をいたしております。はるかに上回つておるといふのは労働省の表現です。どれだけ上回つておるかといふと、昨年の一月から三月の平均と昨年の十月から十二月の平均、これを見ますと、実に六%上がつておる。ですから人事院が昨年の三月末の調査で勧告されたわけですが、それからこの昨年の十月――十二月といふ間に六%上がつておる、こういう事実です。大へんな事態だと私は思う。いかがでありますか。

が、どうもわれわれはそういうことを知らないと仰せられましたが、そりやではないのであります。新聞に出たときに、われわれの方でも問題にいたしました。給与局でよく調べておくよとにいうことを言っておるわけですが、いまして、まだ、その結果がわかれわれの方に来てない、こういうことがあります。そこで、民間が上がりこまいます。そこで、民間が上がりこまることを御指摘になつておるのであります。これが上がりこまがいろいろあると思います。ベースアップで上がつておるものございましょうし、定期昇給もその中に含まれておる、そいたしまして、今度は公務員の方もまた給与法の改善によつて上がっておる部分もあれば、定期昇給で上がっておる部分もある。これは補助金の方を対比してみて問題になるようになります。なお給与局長から補足させます。

れでこの間どれだけのベース、ベースといいますか、平均賃金が上がっておるかというと、これは七%といふ字が出ております。ところがこの七%の中には、いろいろな要素があるのであります。たとえば昇給によつて上昇するものもありましても、これは全体としていうことで高い給与の職員が退職したことによるものもありましようし、新陳代謝といふことでもあるといふような問題、いろいろな問題があるのですが、それらを総合いたしまして、七%ということになつておるわけでございます。同様の意味におきまして、公務員は昨年の三月からその後どのように動いておるでありますかということを見てみますと、この四月に約二%の初任給改善といふことがあつたわけでございますが、その後年間に平均四%くらいの昇給をいたしておりますといふに相なるのであります。これを見てみると、民間も上がっておりますけれども、公務員も平均給与では上がつておる。こういう事情も一応判明いたすのであります。が、これだけでは実はわれわれが問題にする賃金の高さといふことは、これで直ちに判断するといふことはできませんのであります。ただ、現在得られました資料によりまして、大体どういうふうに推移しておるかということは、以上のように判断いたしております。

ういううちに労働省は出しておる。御記憶違いであるふと思つ。今ここに問題になつております特別手当あるいは期末手当の問題について、労働省が同じように発表の中に申しておるのであります。これは特別に支払われた給与にいうことで出しておりますが、三十年は三千五百八十九円、三十四年は四千七十二円。大きく上回つておる。のみならず、期末で支給される給与に対する比率は戦後最高の比率を示しておる、こういう表現をしております。戦後最高といいのは労働省の言葉。戦後最高の比率を示しておる。これを見ますと、一三%上がつております。十三年度と三十四年度と比べまして、期末手当ですよ、一三%増、こういうふうになつておる。このことはもちろん御検討になつていらっしゃると思いますが、非常に重要な労働省の発表なんかを浅井総裁御存じない、あるいは給与局長が御存じない、といふのぢまことにたどりないと思ふ。いかがですか、一三%増……。

ておる。戦後最高だと労働省は指摘している。この一三%というのは約〇・四月分になります。こういうふうに、顕著に、戦後最高に上がつておるといふを発表をしているにかかわらず、いまだに人事院がこれについての検討を加えていない。いかに公務員の給与について冷淡であるかといふに私は思ひますから、今後おそらく人事院としては何らか考え方をなさざるを得ないにしましても、この問題は公務員の間に大きな反響が及んでおるわけあります。これはいずれ時の推移とともに、人事院に対しまして御質問申し上げ、あるいは御希望申し上げたいと思います。

次にお伺いいたしたい点は、人事院は、三月末の特別手当は現在一般職の公務員にはないのであります、この三月末の特別手当について勧告をなされたことがある。その勧告の基礎、それは私の聞いたところでは、三月末は普通の月よりも若干金の要る月だ、もう一つは、長い間、官吏の時代に三月末に若干の手当が出ておった、最も大きな理由にしておられるのは、勧告の中にも出ておるのであるが、これは三公社五現業との関連で、一般職公務員の期末手当、勤勉手当については、六月、十二月についても三公社五現業の方が高いのみならず、三公社五現業には三月末に特別手当が出ておる、公務員には出ていない、これが大きな基礎になつて勧告をされたわけであります。その場合に問題になつたのは、三月末の五現業三公社に出る業績手当といふものはこれはずなり特有なものだ、し

かし一般的に見て、一般職の公務員の間にこれだけの差が出てくるのはよくないという観点に立って、人事院としては特別手当の制度を勧告された。これは勧告されたのでありますし、事実であります。否定されるも何もない、これは總裁も御承知の通り。私ここで伺いたいのは、この特別手当を勧告された基礎、これは今日その基礎はなくなっているのかどうかという点について伺いたいわけであります。私、先ほど三つほどあげました勧告の中に出てくるのは、三公社五現業との関連で出しておられるのですが、勧告の中のそこの三つの条件といふものではなくなったのかどうかという点について伺いたいと思います。

人事院の期末手当の勧告はいれられたけれども年度末の方はいれられなかつた、こういうわけでござります。これはつまり手当といふものをなるべく簡素化したい、またそこで出すといふことと、それから業績というような観念がどうも一般職の公務員にはないというふうな考え方でございますから、今お終結しているかどうかは別といたしまして、人事院といひましたのは、あらためて年度末手当の勧告をする考え方方はただいまのことろ持つておりますせん。

が変わっているかと仰せられれば、変わっていないと思います。ただ、人事院といたしましては、その後いろいろ公務員は事情が違っている。これは年二回の期末手当でいきたい。こういう考え方でただいまおあります。

○鶴園哲夫君 勧告の基礎は変わっていない、厳然として存在している、こういうふうに言われておりますが、たゞ總裁としては業績手当がどうだといふことで、今のところはそういう考え方ではないとおっしゃられるけれども、それを勧告に出されるときにはそういうものははつきりしている。三公社五現業の業績手当は特有のものだ、しかし一般の公務員との間にあまり均衡を失することはいけない、こういう立場で勧告されているのですから、これも変わっていないはずじゃないのであります。そうすると、そのときの勧告は間違いであった。政府がこれを実施しなかつたのが縦規としてはこれは間違いであつたというふうに感じられております。

○政府委員(淺井清君) そもそも勧告のことここでございますけれど、これは人事院といたしましてもいろいろ考へは変わつて参ります。勧告を一度やりましてそれに対する反省を加えて、そしてさらに次の勧告を考えるということは、これは私は進歩であつて決して悪いことじやないと思っておる。現に調査の方法につきまして、鶴園委員からいろいろお話をありますと、われわれはこれをいろいろ検討いたしまして研究を直そら、こうしたことはあることでござります。それでこの

二月の期末手当で認められているわけでございます。決して、ただその支給を十二月にしただけであつて、三月にあらためてしなかつたというだけのこととでございますから、一べん年度末の手当を勧告したからもうそれをやめちゃいけないのだ、こういうことにはなるまいと思っております。現に調査の方法でも、一度三月にしたからもう四月にすることはできないのだ、そういふうにはわれわれは考えておりませんので、これはいろいろわれわれとしては、一度勧告をやれば十分に研究し、反省をいたすべきことは反省いたして変えることはあり得ると思います。

なさっておられる。これは三月の末にななつた。そして七月に勧告を出しておられる。そういう手順を踏んできましたものだ。三月の末には政府に対して文書を出している、三月末は出すべきだといつて文書を出しておる。さらに勧告を怠を押して七月に勧告を出しておりを何か間違いであつたという話では、どういうのですか、これは理解に苦しむですね。もう一べん回答を願いたい。

○政府委員(浅井清君) 公務員諸君の立場も、いろいろ鶴園さんによつて代表される御意見もございましょう。しかし、われわれは政府の方からもいろいろ批判もございまするし、それから国民全体も納税者としていろいろ批判もいたしましようから、われわれとしてはいろいろの批判を考えなければならんと思います。それから初めに文書を出した話、これは御指摘の通りでございます。それで七月に勧告をしておるのであります。これは十二月にそとの勧告は、れられて十二月に増加が認められないのじゃなくて、年度末に別に手当を起こすことが認められるとか、そういうことでございまします。

○鶴園哲夫君 どうも総裁、そういうふうに妙な言い方をされると困ると困ります。とにかく三月末に特別手当を出せという文書を政府に出されて、さらに怠を押して勧告を出されておれる。それは年末手当加わりました。しかし同時に三公社五現業は〇・一ふえたのですから、不均衡は依然と

て存在しているのです。だから勧告の基礎は変わっていないにかかわらず、そういうよくなお話をなさるといふことは、これは公務員三十六万の給与を預かつておる総裁としては、私どもは理解しにくいのです。

この問題はこれくらいにいたしまして、次に期末手当の額についてでござりますが、これは先ほど私労働省の二月二十六日の発表を見ますと、三十三年度と二十四年度を比べますと実に二三%上がっている。月にいたしますると約〇・四月分近く上がっていいるわけですね。これは言うまでもなく三十人以上の企業です。ですから人事院が言う五十人以上の企業というふうに見まし

上回った額が出ておるに違いない、といふに類推されるわけです。そういう事態の中で人事院としては〇一一という勧告をなさつておられる。さぢに先ほど私二十九条の問題を取り上げまして、浅井総裁に質問いたしましたところが、私の見解とほぼ同じだとう見解です。ですからこういう事態の中で、今日政府職員の組合と政府との間では、この期末手当の問題について、あるいは給与の引き上げの問題に

九十八条に基づいて交渉を持たれておる。公務員法も、そういう中で二十九条というものをもつと生きた解釈をなさって、なんらかのやはり措置を考えられるような段階に来るんじゃないだろうかというふうに思っておりますが、これらの点について伺いたいと思う。

○政府委員(浅井清君) その労働省の数字は、われわれとしても一べん検討してみたいと思います。ただ、最近討

において民間のそういうその種の給与はふえておるであろうとわれわれも思つておりますが、ただし、人事院として勧告いたしまする場合は、これは團体交渉を妥協せしめるとか裁定するとかという態度ではちよつとないので

○鶴園哲夫君 そういうお話しです  
と、これはもつと根本にまかのぼります  
が、この結果がどうなつてくるかということ  
を、私はしなければならんと思つてお  
ります。  
ありがとうございます。でありますから、やはり  
納税者たる国民に納得してもらうため  
には、相当精密な調査をしなくちゃい  
かん。でございますから、今までた  
比較調査をするのでございますが、そ  
の結果がどうなつてくるかということ  
を、私はしなければならんと思つてお  
ります。

して、人事院は二十八条の第二項「毎年、少くとも一回」あるいはその第一項の「隨時行なわなければならんといふことをどういうふうにお考えになつておられますか。予算としては年に一回調査されるような予算しかございませんでしょら。人事院はその予算編成権があるのだから、二回なり三回なり必要に応じて調査されるよう予算を獲得されるような、あるいは予算編成権を発動されるくらいのお気持があつてしかるべきだと思う。今岩戸景氣だ岩

戸景気だと言つております。しかしことしの中になつたらどういふことになるのか。寒い風が吹くのかあるいは停滞するのか、いろいろ論議はあると思います。そういう中でこれはもつと機動性を持つて、隨時勧告でき るような態勢をおとりになるべきいやないでしょか。なおこれに觸連して申し上げますが、私先ほど申し上げた ように、三十一年の三月末には浅井総裁は、給与担当大臣に対して、文書で

三月末に手当を出すべきだという文書も出しておられる。そういうお気持から言つてこれはやはり考えなければならない。来つたるんじやないだらうか。来る段階に来ておるんじやないだらうか。いろいろに思うわけです。

○政府委員(浅井清君) 二十八条一項の「隨時」といふのは、それ全部を受けておるんぢきりますから、要するに給与といわす、勤務時間といわす、すべて勤務条件に「随时」ということが結びついておるんでござります。だから勤務条件のうちでただいま問題に取り出されておるのは、給与の問題でございます。この給与の問題につきましては、随時にさよなら勧告ができるか

どうか、これはやはり人事院が大規模な調査といふものを基礎にしてやつておりますので、その關係上、そういうたびたび引きるものではないでござります。ですからこの「隨時」というのは、おのずから限界があるように考えております。隨時にできる勤務条件のものもございましょう。しかし、全国的な調査を基礎にいたしますと、どうしてもその「隨時」ということは限られてくる。これはやむを得んことだらうと思います。

○鶴岡哲夫君 私先ほどこの二十八条について申し上げましたように、第一項は随時いつでも勧告ができるのだともう建前ですね。第二項はこれは最小限度の義務を負わしておる。少なくとも年一回というような最小限度の義務を負わしておるというふうに申し上げたところが、その通りだというお話しです。ところが、第一項も第二項も同じような解釈をなさつておる。おかしいではないか。総裁もかつては必要があ

れば政府に申し出もなさっておる。勧告なり、申し出なりをなさっておられるのです。もつところいう岩戸景氣たる何だといわれて、特別手当、期末手当について戦後最大のものが出されておる。労働省も発表している。そういう

中で何かこれから調査をして七月ごろだという話では承服できない。しかかも、政府機関が人事院よりもさらに大きくなたさんの人員を擁して調査をしている数字が出ているのです。すみやかに検討をなさって、これについての善処方を要望いたしたいと思います。

かつて、人事院は三公社五現業との年未手当を比較されて出されたこともあつる。今や労働省がこんなりつばな資料

○政府委員(浅井清君) 人事院といた  
しましては、隨時ということを決して  
忘れてないのでございます。ただ、た  
だいま申し上げましたように、おのず  
からその対象によつて隨時といいまし  
てもそつたびたびできないものがあ  
る。それから第二は労働省の調査に  
よつて人事院は直ちに措置をするとい  
ふことはやつております。これはや

公務員法の建前からいっても、さよう  
だらうと思ひます。なおただし、鶴園  
さんが御指摘になりました労働省の数  
字について、至急に検討いたしたい  
と存ります。

おられるでしょ。三公社五現業の年  
末手当、期末手当、業績手当については  
労働省の資料でなきっておられる。労  
働省の資料で出ているのです。そりゃ  
うあいまいな御答弁では困るのです。  
最後に伺いたいのは、人事院が昨年

の三月末の調査で、昨年の四月勧告をなさいました。その勧告の中の今、問題になつております期末手当については、職員が三・四月分、工員が二・一二月分、それを総平均して、人事院としては民間は二・九一月分だというふうに出しておられる。だから二・九一月分から現在の二・八月分を引いて、〇・一月少ないから〇・一月出すべきだといらお話しです。しかしこれ

は昨年の十二月も私お聞きをいたしました。したように、なぜ公務員と職員と比較をなさらないのか、民間の職員と比較なきらないのか。しかも、人事院が言っておられる職員といふ中には相当に工員が入つておる。従業員あるいは社員という名前で工員が相当入つておる。とするならば、これは三・四月分といふものと公務員と比較をしてしかるべきじゃないかということを私は十二月も申し上げた。再度この点の見解を伺いたいと思います。

○政府委員(荒本忠男君) 人事院が昨年  
の勧告の際あわせて提出いたしました  
た給与勧告の資料の中に、ただいま御  
指摘の特別給の支給状況では、職員と  
工員とを分離した数字を掲げておるの  
でござります。ただここで申し上げた  
ことは、特別給は俸給表における給  
与といふものの調べますために、これ  
は個人票を用いてやっておるのであり  
ます。これは三月という時点をとらえ  
まして、その賃金締め切り期間一月分

いろいろとで調査いたたのでありますから、個人票においてもやり得る。ところが、こういう公務員の特別給に相当地いたします給与は、十二月あるいは年を越して一月になるときもありましょらし、また夏季の部分につきまして、調査の荷が非常に勝ち過ぎる、通常三月分支払われる給与を調べますときに比べて非常に勝ち過ぎるということがござりますので、われわれは非常に取り急ぎ調査でございますから、そういうことを個人票で調べることができますといふ、こういう現状にあるわけであります。従いましてこの特別給につきましては、いわゆる制度票といふ事業場全般の支払い状況を知るための調査票によりまして調べておるわけでござりますが、その際におきましても職員、工具といふものは、事業場におきましても呼称しておるところで書いておいてもらおう。職員とか工具といふ定義は、なかなかむずかしいわけでありますし、また公務員につきましては、それが一体職員、職員はいいとして工具に該当いたすかということになると、これはなかなかが判別しがたい。従いまして現在われわれが資料的に得ることができます限度といふものは、事業場全体において支払われたものがどれくらいの率になつておるか、この点ははつきりしておる。ただ職員、工具と便宜書いていただきまして、一応その分類を業場によります事情によりまして工具といふ職員といっておる向ぎがある

かわかりませんが、一応工員、職員別  
の数字は掲げておりますけれども、こ  
れはわれわれがむしろ参考程度に出し  
た数字であります。一番確かなものは  
二・九一といふ事業場全体において支  
払われておる特別給がどれくらいの月  
分になつておるか、この二・九一とい  
うものは確かです。従いまして現在わ  
れわれは二・九一といふものに着目を  
いたしておる、こういう次第であります  
す。

○鶴園哲夫君 発表された数字の中  
で、職員の三・四月分は不確かだ、工  
員の二・一二月分も不確かだ、確かな  
のは、その平均の二・九月分だ、ま  
ことにおそれ入った御論議です。不確  
かなものを勧告の中になぜ出されるの  
です。おかしいじゃないですか。私の  
言つているのは、職員といふものと公  
務員といふものを比較すべきじゃない  
か、こういふことを申し上げておるの  
です。ところが、その数字は不確か  
だ、こういう話では、どうも私は納得  
できないわけですが、しかしこれ以上  
時間の関係もありますので、ここで端  
折ります。

○山本伊三郎君 質問の冒頭に、去る  
十六日に実は本委員会で給与相当の大  
臣を早急にきめるということの了解があ  
つたと思うのですが、いまだ担当大  
臣がきまらぬ、また総理大臣の出席も  
ない。本質的な質問は、実はみな保留  
しておるので、この機会に一つ委員  
長並びに与党の皆さんにお願いをして  
おきたいのですが、もちろんこれは太  
臣といふものは、政府の権限でござい  
ますから、委員会の審議が進捗しない  
という責任を今後われわれに譲されて  
は困る、そういう点はよくこの機会に

私は発言しておきたいと思います。従つて権限外といえども、一つ委員長は何か努力をされ、早急に担当の大臣をきめてもらら、そういう努力を委員長並びに与党の皆さん方に頼んでおきたい。

そこで人事院に対しては、これはほんとうに参考的な質問以外に出せないです。それに法案が提案されておるのですから、いわゆる内容に対して質問せざるを得ないのですが、特につきよらは緊急的に質問しておきたい。これは浅井人事院総裁に対して各國の公務員の組合運動についての知識も相当持つておられますので、専從問題について一つお伺いをしたい。先ほどの新聞で、松田文部大臣が、いわゆるILO八十七号批准によつて公務員の専從職員についても相当問題があるやに新聞で語つておられます。私は、松田文部大臣自体、教組の人々にそらいうものを書うんならしいけれども、公務員全般にあいうことを言うことは、権限を逸脱しておると思う。しかし、個人で言つておると思つて私は了解しておりますけれども……。そこで、浅井人事院総裁に尋ねますけれども、ILO八十七号批准によつて、いわゆる公務員の身分なり、あるいは不當処分についての監督の立場にあるあなたとして、そういうことができるかどうか。フランスあるいは西独あたりのいろいろの文献を見ましても、そういうことは、なるほど専從職員といふことは使つておりませんけれども、一定期間、組合に対する休暇を与えておることは、もう各国その例を見るところでございます。従つて、浅井人事院総裁としてそういうことが妥当であることは、もう各國その例を見るところです。

○政府委員(浅井清君) 専従職員の問題でござります。で、これは実は率直に申まして私、問題にしていないのでございます。というのは、人事院に登録されております専従職員の問題でござります。そのと百ぐらいあるのでござります。そして、専従職員を持つておるものは非常に少ないでござります。つまり、専従職員になりますと給与がもらえませんものですから、これほどして組合費をもってまかなわなきやならん。小さい団体では持てませんのが現状でございまして、そのうち七百二、三十五は専従職員を持つていないでございます。それで、専従職員を持つておるとは、比較的大きな組合でござります。これが専従職員を持つておるといふことが第一点。それでは、その専従職員を持つてない組合はどうしておるかといいますると、組合の大会がございまするとか、交渉をいたしまするとかいふときに、一日ないし数日の専従休暇をとる。そこで人事院では、人事院規則で、専従休暇は一日以上と、それをきめて、一ヵ年をまず区切りまして、そうして更新し得るということになつておるのでござります。そこで専従職員の数は二千五百人に一人ぐらいいなのでござります。ですから、これほどもあり問題にしておられるのでござります。それから次に、この専従職員は非常に回転が私どもの方では早いのでございます。大体一年ぐらいでこんな役所へ帰つてしまふのであります。

事務官の専従職員の制度、つまりは二年以内である。そういう状態でありますから、私どもとしては、「ILO条約との關係云々」ということは結びつけて何でもあります。また、現在のままにいたましても、これは非常に弊害が出てるようには私は見ておらんのでござりますから、そこで、ILO条約との關係云々といふことは結びつけて何でもあります。さて、おらん次第でござります。  
○山本伊三郎君 よくわかりました。それで、もちろん、松田文部大臣は常に國家公務員を含めて言つておりますので質問したのですが、浅井人事院の裁判の所信は、かりにILO条約が批准されても、国家公務員、人事院の管内に関する限りは影響がないということです。

は務れい在 なすらな・を・。れり・と こ略准總す草。 別闇いいしてま人國こ上に

そういう必要も感じない、こういうことに私はほとつておるんですが、それでいいですね。

○政府委員(浅井清君) かつて松野労働大臣の方でもつて、この国家公務員の専従職員制限の問題が出たことがあります。しかし、そのときに人事院といたしましては、ただいま申し上げたような意見を述べたように記憶しております。

○山本伊三郎君 それで了解しました。

○矢嶋三義君 滝本給与局長にます伺います。

香川県警は、警察職員の給与

費の一部を検査費に流用するような給

与行政をされるというのですが、給与

ことは妥当と考えますか。御見解を承

りたい。

○政府委員(滝本忠雄君) ただいまの

問題は、これは地方公務員の問題にな

りますので、われわれが所管いたして

おりまする国家公務員の問題でないわ

けであります。従いましてそのことを

端的にわれわれの方で意見を述べること

とは差し控えたいと思うのであります

が、国家公務員の場合にそういう問題

があつたらどうだろかということになると、

そういうことは起こらないのですから

ざいります。これは給与の全額支払い、

それから差し引きます場合には、法律

の根拠、あるいは人事院規則のいろい

ども、人事院の見解を表明しておるこ

ともしばしばございます。それはただ

いま申し上げましたよな、国家公務

員の場合にはようやく給与の支払いとい

うものはない、ということであろうと

思つております。

○矢嶋三義君 地方公務員も準じてや

ないであります。そういうやり方とい

うのはおもしろくない、適当でないとい

うことは、あなたとして御見解を持つ

ておられますね。

○政府委員(浅井清君) お説の通りで

あります。

○矢嶋三義君 人事院総裁も都合のい

いときは助言と承認を与えたが、とき

した、そういう規定が、ところが、そ

のから第二点、助言を与えるとい

うことでございますが、これは公務員

法では、初め附則のところにございま

した、そういう規定が、ところが、そ

うであると思っております。

○矢嶋三義君 県の警察職員が地方公務員で、直接あなたの方の所管でないと、いうことは好ましいかということを伺つておるわけです。まあ否定的な発言があつたわけですが、そこで總裁に承ります。地方公務員の給与はおむね国家公務員に準じてやる。それから地方自治体の人事委員会はあなたの方の人事院に準じて、まあ大体条例、規則等をこしらえてやつておるということとは慣例になつております。国家公務員の場合に行なわれた場合は、給与行政としてかくかくだといふ見解を表明されただけですが、私は總裁の意見を承るとともに、こういう問題については、人事院としては都道府県の人事委員会に助言と指導を私は与えるべきものだと思うが、いかがですか。

○政府委員(浅井清君) 私その実例を

金然知らないのであります。これは地方公務員のこととございますから。た

だし、国家公務員の場合でござりますと、そういうことは起こらないのですから

ございります。これは給与の全額支払い、

それから差し引きます場合には、法律

の根拠、あるいは人事院規則のいろい

ども、人事院の見解を表明しておるこ

ともしばしばございます。それはただ

いま申し上げましたよな、国家公務員

の場合はかようやく給与の支払いとい

うものはない、ということであろうと

思つております。

○矢嶋三義君 次に、比較的緊急のことだけ、きょう承つておきます。給与

の問題がでましたから、いずれ私は人事院当局並びに担当大臣と十分ディスカッスしたいと思っていますが、そのうちの一つとして、今の公務員の

初任給といふものが、戦前のそれと比較する場合に非常に低きに失する。昨年

から若干初任給の引き上げが行なわれたけれども、私ここで相当詳細なデータをこしらえてみたのですが、その

データにはつきりと出ています。非常

に低過ぎる。この点は人事院としては

は、これは初任給に重点を置きましたが、これは初任給に重点を置きましたが、

なぜそういう点について果敢に勧告をするようには人事官を補佐しないのですか。

○政府委員(滝本忠雄君) 人事院内部におきまする問題は、ここで申し上げられないでござりますが、御承知の

ように一昨年の勧告におきましては、これは初任給に重点を置きましたが、

なぜそういう点について果敢に勧告をするようには人事官を補佐しないのですか。

○矢嶋三義君 給与局長に伺います。

なぜそういう点について果敢に勧告をするようには人事官を補佐しないのですか。

○政府委員(滝本忠雄君) 人事院内部におきまする問題は、ここで申し上げられないでござりますが、御承知の

ように一昨年の勧告におきましては、これは初任給に重点を置きましたが、

なぜそういう点について果敢に勧告をするようには人事官を補佐しないのですか。

○矢嶋三義君 お聞きの問題は、ここで申し上げられないでござりますが、御承知の

ように一昨年の勧告におきましては、これは初任給に重点を置きましたが、

なぜそういう点について果敢に勧告をするようには人事官を補佐しないのですか。

○政府委員(滝本忠雄君) 人事院内部におきまする問題は、ここで申し上げられないでござりますが、御承知の

ように一昨年の勧告におきましては、これは初任給に重点を置きましたが、

なぜそういう点について果敢に勧告をするようには人事官を補佐しないのですか。

○矢嶋三義君 お聞きの問題は、ここで申し上げられないでござりますが、御承知の

ように一昨年の勧告におきましては、これは初任給に重点を置きましたが、

なぜそういう点について果敢に勧告をするようには人事官を補佐しないのですか。

○政府委員(滝本忠雄君) お聞きの問題は、ここで申し上げられないでござりますが、御承知の

ように一昨年の勧告におきましては、これは初任給に重点を置きましたが、



育公務員といふ立場から、僻地手当の支給については、同じ指定された地域に勤めているなら、小、中、高にかかるわらず同じように支給されなければならない。なされないのは私は怠慢だと思ふのです。そこで、これは立法措置でなくてはいかぬか、あるいは行政措置でやれるかやれないかということ、その用意をしているのかしていいのか。あなたたは会計課長になつて、直接担当じゃないでしょうか、しかし予算を伴うことですから、どういふお考えかお答え願いたい。

○政府委員(安嶋弥君) 高等学校教職員の僻地手当の問題でございますが、国立学校には何と申しますか、僻地あるいは隔離地に所在する高等学校が現実にございません。従いまして政府職員の給与に関する法律の関連といいたしましては、政府からその関係の法律案を提出する必要はないというふうに考えております。そこで問題は、公立の高等学校の問題でございますが、これにつきましては、小、中学校とアンバランスが生ずることは適当でないということは、これはまあ御指摘の通りでございまして、私どもいたしましても、そういう方向の措置は、これは行政措置で可能だ、その行政措置の根拠は、教育公務員特例法の二十五条の五だといふふうに考えております。二十五条の五に基づきまして、公立学校の教育によるわけでござりますから、よりがたい場合には、これは論理上べき地教

育振興法に基づきます。中学校の給地手当を基準として支給すべきものだ、教育公務員特例法の第二十五条の五をそぞりふるに理解しておるわけですがござります。そういう解釈に基づきますとして、昨年の十一月の二十日ころでございましたか、初中局長から教育委員会に対しまして指導通達を出しております。このことは御承知かと思いますが、その内容は、高等学校の教員の僻地手当については、小、中の教員と同じ僻地の指定基準を適用してもらいたい。これはそのまま適用することは實際上困難な部分がござりますので、従つて、もよりの小、中学校の給地で高等学校の給地をきめてもらいたい。そうしてへき地教育振興法に基づくものの定率で高等学校の教職員に対しましても僻地手当を支給してもらいたいと、いう通達を出しております。そういう方針で文部省は行政指導をしておるわけですがござります。それで十分かと思ひます。

で視学であつた人は当然通算されます、教育公務員だから。外国で視学であつた人、それが内地に帰つて教育公務員になつた場合ですね、視学は教育に従事しているのだから当然通算されますね。お答え願います。

○政府委員(安嶋弥君) ただいまは、通じているといふおおせでござりますが、実は私そちらの方、あまり通じていないのでございまして……。

○矢嶋三義君 や、あなたは大蔵省とずっと交渉してやられたのだから。○政府委員(安嶋弥君) それはそりゃございませんで、人事課長がずっとその関係の交渉をやっております。昨年の暮れ、たまたま私の委員会に出ておりまして、矢嶋先生から御質問があつたものでございますから、御指示に従つて検討しますということを中心上げまして、その旨、所管の人事課長に引き継いでござります。従いまして、その後の大蔵省との折衝は人事課長としてやつておるはずでございまして、私その後まあ職も変わりまして、その後の経過は詳しく承知いたしておりません。

○矢嶋三義君 それは御迷惑かと思うが、緊急なことなんだから、もうよければいかからぬですが、聞きますが、あの趣旨からいって、あの視学というのとは、教育公務員ですからね、だから当然これは通算されるのは、あなた非常に警戒しているけれども、これは常識だと思つて聞いているんですねが、趣旨からいってどうでしょう。引き揚げの時間その他の条件さまざまそろそろ、外地で視学であったというのは当然連續されるものでしよう。

○説明員(宮地茂君) 今安鷗会計課課長が言つた人事課長とは違ひまして、私が最近部署のかわりました者で、あまり通じていませんが、今の視学とおへしゃいます点十分はつきりはわかりませんが、今おっしゃる点は、いわゆる外地官署の所属職員といふ中に入るのではないかとうかというふうに、今ここで感じておりますが、もし余裕を与えさせていただけば、もう少しあと調べてみたいと思います。

○矢嶋三義君 それは余裕を与えて下さい。

それから最後に伺いたい点は、この点に対する「る」ですが、これは給与支長に伺いたいと思うんです。いろいろなケースがこの人事異動期の前に起つてゐるのですが、どういう見解を持つつか。それは公務員法の本人の意図いかんにかかわらず国の制度の変改のためにある事態が起ること、そういう場合は私は公務員に有利なような解釈をするべきじゃないか、原則的にね。本人の意思いからにかかわらず国の制度が変わつたことによつて公務員に不利がおとずれるような場合には、公務員に有利な解釈をとるべきだと思う。それが昭和十一年ではわからぬかもしらぬですから、具体的に一つあげますが、それは昔の師範学校というのは県立だったのですね。地方公務員だった。それが昭和十八年に國立になつたんですよ。國立師範にね。だからもと県立師範に勤めるときは地方公務員だった。それでその教員は師範を卒業してその付属に行くわけですね。そうすると最初は県立、公立学校、それが十八年に國立になる。

○説明員(宮地茂君) その通りでござります。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、本件はこの程度にとどめます。

○委員長(中野文門君) 次に、公務員の定員に関する件、及び行政監察に関する件を議題として調査を進めます。

関係当局より出席の方々は、佐藤参議院管理部長、山口行政管理庁行政管理局長、原田行政管理局監察局長、増子内閣總理大臣官房公務員制度調査室長、橋木行政監察局監察審議官、以上の方々であります。御質疑のありの方は、順次御発言を願います。

○横川正市君 まず、公務員制度調査室長の増子さんと、それから行管の管理局長の山口さんにそれぞれ同じ質問をいたしたいと思うのであります。これは国家公務員の定員について、毎回の国会で、政府としては、増子さんでは、それらの関連から実は今国会では定員関係について結論を出すと約束をされておるのであります。その二つの重要問題と関連してですね、まあこの国会ももうすでに三月を迎えておるわけですが、どういう進捗状況にあるか、両者関連の立場に立つてそれをお答え願いたい。

○政府委員(山口西君) お答えいたしました。定員外職員の定員繰り入れの問題につきましては、数年来国会でいろいろ御議論がございまして、行政管理单純労務等に従事するものにつきましては、國家公務員の範囲外とするといふいたしましても、現在のやり方に不備な点が多いということを認めておりますので、何とか解決方法をはか

りたいと存じまして、継続的に関係方

面、関係機関とも協議いたしまして審議いたしておりますが、今国会におきましても、少なくともどういふふうにあります。しかし時日が非常に迫切でありますので、政府部内の意見をとりまとめをするということに、実際問題

として非常に困難を感じております。御承知のこととく定員法は各省の定員でございまして、行政管理庁でそれをまとめて国会に提出する手続を進めておりませんで、努力いたしてお

ります。しかしながら、一方であります。少し時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。私どもの公務員制度の改正は

一応こういうような思想をもとにいたしまして、いろいろな角度から検討して参ったのでござりますが、私どもの趣旨をそのまま実現することにつきましては、いろいろと困難な点、あるいは支障があるという考え方で、今日に

おきました。この線に沿つた改正を行なうことは考えていないわけであります。しかしながら、一方であります。少し時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。私どもの公務員制度の改正は

はできないということは、今日の段階では言えなくなつておるということです。

○横川正市君 時間がないのが残念ですが、私は、この速記録は三十四年の四月のときの、山口さんが行管のときの速記録なんですが、それによると、山口さんは国家公務員法の改正といふことを行管中心でいろいろ検討された結果、かりに現在おります定員外の職員を、そのまま全員定員化いたしたところを行管中心でございます。

わゆる定員外の問題を解決するという解決にならないという意見が出て参つたわけでございます。そこで、そういう意見が出て参つたわけでございます。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。しかし時日が非常に切迫しておりますので、政府部内の意見をとりまとめておられませんで、努力いたしてお

ります。私どもの公務員制度の改正は

して、それらの調整ということにつきましては、現在まで最終的な段階に至つていいといふことです。

○横川正市君 時間がないのが残念ですが、私は、この速記録は三十四年の四月のときの、山口さんが行管のときの速記録なんですが、それによると、山口さんは国家公務員法の改正といふことを行管中心でございます。

わゆる定員外の問題を解決するといふことを行管の責任の大半は自分が負う面からつまり今後定員外職員といふことでございます。それで、どうしても各

省と協力していくしかない立場になりますけれども、内容につきましては、各省が一番詳細にわかっているのでございまして、行政管理庁でそれをまとめて国会に提出する手続を進めてお

りますけれども、内容につきましては、各省が一番詳細にわかっているのでございまして、行政管理庁でそれをまとめて国会に提出する手続を進めてお

りますけれども、内容につきましては、各省が一番詳細にわかっているのでございまして、行政管理庁でそれをまとめて国会に提出する手続を進めてお

りますけれども、内容につきましては、各省が一番詳細にわかっているのでございまして、行政管理庁でそれをまとめて国会に提出する手續を進めてお

りますけれども、内容につきましては、各省が一番詳細にわかっているのでございまして、行政管理庁でそれをまとめて国会に提出する手續を進めてお

りますけれども、内容につきましては、各省が一番詳細にわかっているのでございまして、行政管理庁でそれをまとめて国会に提出する手續を進めてお

りますけれども、内容につきましては、各省が一番詳細にわかっているのでございまして、行政管理庁でそれをまとめて国会に提出する手續を進めてお

ります。私どもとしましては、いわゆる定員外の職員等におきましては、ほんとうに常勤職員としての実態を備えているもの

と、それからそうでないものとのどちらの職員等におきましては、ほんとうに常勤職員としての実態を備えているもの

と、それからそうでないものとのどちらの職員等におきましては、ほんとうに常勤職員としての実態を備えているもの

と、それからそうでないものとのどちらの職員等におきましては、ほんとうに常勤職員としての実態を備えているもの

も、私はある程度持つ結果になるのじやないかと、こういうように思うわけでありまして、公務員制度調査室としては、今のいわゆる単純労務と複雑な内容を備えた業務に携わるものを受けたいというような答申から離れて、そうして当面差し迫って全体的な公務員制度についての結論を持たないが、定員の問題と関係してこの程度のことならばやつてもいいのじやないかといふ結論が出るならば、これに私は越したことはない。今いつた内容であれば、ある程度私どももそれほどむずかしい内容だとも思いませんし、それから一般にこれは受け入れがたい内容だととも思わないわけですから、そういう点で見通しですね、これに一つ明らかにしていただきたいと思います。

○横川正市君 管理局長にお尋ねいたしまして、とどめておるという状況でございま  
しますが、まあ前任の山口管理庁長官は、国会の答弁では、まずこの定員法  
によるワク内操作というものが非常に現実に沿わないという点は、これは明確に認められて、ただ、その予算その他から定員法をはずすか、はずさないかについての結論は、まだ検討の段階だという答弁をいたしております。しかし、それは合わせて三十五年度においては必ずこれを実現するようになら  
したいと思います。というのは、その非常勤や常勤なんかのワクをかかえ、実態もきわめてその定員法のあることによつてそぐわない内容になつてしまふから、こういうことを含めてこれを検討したいということ、もう一つは、定員法施行当時の実情と現状とを合わせて見ると、定員法を施行した當時とはいさきか内容も変わつてゐるのでも、この点についても検討してみた  
い。そしてその結論は大体三十五年度以降は一応一切のものを定員内に継ぎ入れて定員費のもとにおいて処理していくべきであつたか、あるいは定員法と予算の問題とをにらみ合わせながら行政の運営というものを正しく運営するにはなければならないという方向で定員のワークをはずしていくか、いずれにして思表示も国会にはされておらないわけではありませんが、その進捗状況といいますか、その点についてどういうふうに日々に至つてもあなたの方から何らの章進んでおられるのか、お尋ねしたい。

ど一樣に何名までというものを首切りをしたわけなんです。ですから首切りをするために必要な法律としては、この定員法というものは、当時必要な法律案だったのです。ところがその後日本の経済情勢も安定し、それからサービスも逐次戦前に向かって復活していく。業務量は増大をする。そうなって参りますと、先ほど増子さんの言うよろしく、定員法のワク内で常在員と同一業務をしておる者が定員法のワク之外で非常勤とか常勤とかいう形になつて仕事をしておる。本来ならば私は公務員のワクといふのは、この非常勤も常勤も含めてワクと称すべきものなのに、定員法があるために身分上の差別を受けて働くざるを得なくなつてきておる。ですからその情勢の判断からいたしますと、これはもうすでに定員法というものの政府が考えてこれを実現していくべきやならないところは、このことによってサービス改善がおくれたり、業務の進捗がおくれたり、作業の当然やるべきものがどんどんあとに残されたり、しかも内部には不平不満が内在してきて、そして能率が上がらない、こういう点でまさにこの法律といふものは悪法になりつつあると、運営上からいってそういうふうに考えておるのです。聞くところによれば、今も縮小作業のような格好になつております一部の小さな、職能的に言いますとそちらにとると非常に微々たるものである。

し、それからあまり歓迎すべからざる理由によって定員法の存置を願うなんという向きがあるかのごとく聞いておられた場合には、定員法のワクを払つて、もう近々の要務として要望されておる人員の配置とか、あるいは業務の処理とか、こういったものが並行して行なわれることが正しいと思うのでありますけれども、行管としては、普通の行政管理庁の問題から各省を見てみて、その点はどのようにお考えになつていらっしゃるのでしよう。ただ今聞いたところによれば、各省が一番よくその業務の内容を知つておるのでありますまして、行管としてはどもその実務に携つてゐる各省の実力者の方が何か優先するような意見を吐かれておつたようありますから、その点私としてはきわめてふに落ちかねるものです。まあ、あなたの意見に反対するということになれば、一部小さなところで仕事がだんだんなくなるが、定員だけを置いておきたい、いやまた、そこにはれば安泰だというところだけが私は反対をするのじやないかと思うのであります。が、その他にも事情があるとすれば、その事情も一つ明らかにしていただきたい。

るものもござります。その理由といったしましては、企業の経営について人數を限定するという必要はないといふよなことで、私どももそういう一つの理論があり得ると存じておりますが、さらにそれと同じ趣旨をほかの公共事業でありますとか、その他の業務の中に広げて考えてみると、いうことも必要でございますので、単に現業関係のみならず、現行の定員法といふものはただいまお話をありましたような歴史的経過をたどっておりますけれども、これは特殊のものでございまして、他国との例等に見ましてもあまりないものでござりますので、実は定員法といふものの存在そのものの意義が果してあるのかないのかということについて検討いたしました結果、一応定員法をはずすといふ線が出せるのではないかといふことで、一つの案といたしまして各省とお打ち合わせをいたしておる次第でござります。しかし、何にいたしましても十年間この制度を実施いたしましたために、自然にこういう制度にたよつて運営している業務が各省の関係であるようござります。従つてその方面からいろいろ意見が出ております。しかし最終的には、定員法そのものに対する再検討すべき時期であるといふことに落ちつくのはなかなかかと実は観測はいたしておりますが、そういうことで目下せつかく関係各省の間の意見調整に努力いたしております。現業官庁の間におきましても、実はその現業を管理いたします所管の各省といたしましては、まだ明確な態度を表わしておらずませんので、行政管理庁で一応考えました一案につきまして、さらに実現可能かどうか、さらに一步突きまし

○横川正市君 時間がないので……、私は山口さんの意見をここへ引っぱり出したわけで、現在の益谷管理課長官は、意見が完全ないかといふとそうではないに、お年もお年でありますから、現役の長官にここで過去のあれを引っぱってどうこう言ふのもどうかと思いまして、きょうは今までの経験を十分知つておられますし、それから政府はもう前々から何回にわたって、このことは国会で山口さんと同じような約束をして答弁をされていることなんだと思います。それが今もつて実現されたります。それが今まで実現されないといふところに私は問題があるんやうなと思う。ですからその点を十分一つ考慮えていただきまして、この定員法の不必要性というものは、もだれが見ててもその点は指摘できる点でありますから、その点を是正する方向に向かつて定員の処置が正しく講ぜられるようになります。時間がないので私はきょうもつと詳細お伺いしたいと思つなんですが、そういう要望をいたしてやめときます。

○政府委員(原田正君) ただいま御質問のありました監察の過程において出て参りました個々の不正、不当等の事案についての取り扱いの方針でござりますが、行政監察をいたしましては、その最も大きなねらいをそういうふうな不正、不当等の起ります根源でありますする行政上の制度、あるいは運営等の根本的な改善は正をはかるということを目的といたしておるのであります。しかしながら、監察の結果出て参りました個々の不正、不当事案をそのまま放置をいたしておるのはございません。現地におきまして調査しました管区の行政監察局あるいは地方行政監察局におきましては、相手方に連絡をして是正を求めることがあります。そういう事案につきましては中央に報告をいたしまして、中央としまして相手方省等に連絡をしてしまして是正を求めております。それからそれを中央に報告をいたしまして、中央としまして相手方の各省に連絡をして是正をしなくちゃならん。こういう問題につきましては中央に報告が直接個々の不正、不当事案を直ちに是正せしめるということではなくして、相手方の各省に連絡をして是正を求めております。われわれ行政監察局が相手方に連絡をして、相手方の是正措置を求める、こういう方針でやつておる次第でございます。

知らない、こうしたことになつてゐるようあります。が、その際勧告通り忠実に運営面の改善をはかれば、これは間違はないわけです。ところが、省庁によつてはなかなか成果が上がらないで、何ら勧告をしても意味がなかつたというような事態も考えられるわけですか。そういう場合は、一体どうするのか。勧告し放して行管としては掛かり、傍観するのか、何らかの手を打つべきであらうと思ひのであります。その際の措置を承つておきたい。

は、われわれはさらずに次の監察計画あるいは勧告の結果を推進すると申しておりますが、それを推進せしめるような意味の新しい監察やる、こういうことをいたしておるような次第でござります。

○伊藤頭道君 そうしますと、一応勧告しても成果が上がらない場合に、さらに寛容な六ヶ月たつて勧告する。それで成果が上がればいいわけですが、なかなか勧告くらいでは、省庁によつては、成果が上がらない場合が今までもあつたろうと思います。そういう場合に、監察局に勧告以外に何らの権限もないのかどうか、もうそれを繰り返す以外には権限がないのか、そういうことであるならば、なかなか行政運営の改善をはかるべき監察局の任務としては、なかなか強硬體で成果を期しがたいのではないか、こういふふうに考えられるが、こういう点どうですか。

○政府委員(原田正君) 現在の設置法上の権限といたしましては、勧告に対しまして回答を求める権限があるのでござります。それ以上に勧告を強制する権限、これはもちろんございません。従つて勧告した結果の実現を期すところといふことは、まず監察のその内容といふものが十分に充實しておる、具體的なしかも実証的な裏づけがしっかりとおる、そして相手方を納得せしめて実行に移していく、こういふことが最も必要なことと考えておる次第でござります。そういうことにわれわれといつしましては十分に努力を尽くさなければならぬ。しかも、現在の状況から申しますと、われわれ行政監察のねらいといふものが、単なる不正、不当等の指摘ではなくして、相手方に

協力して、国の行政を改善していくこと、こういふうな意図でやっておるということが各省にも十分徹底しておるまして、今までのところ、われわれが合理的な実証的な積み上げの上にやった勧告に対しまして、非常なる反対をし、それが実現がはばまれておるというふうな実情は、ほとんどないような状況でござります。

○伊藤彌道君 それでは具体的な問題についてお伺いしますが、昭和三十二年十二月に、行管が文部省に対しても、義務教育費国庫負担に関する勧告をして、その中で教職員の定数に関連した監察をし、勧告をしておると思わわけです。それからだいぶ日時もたつておるし、先ほど來の御説明で、相当成果が上がらなければならぬはずです。が、はたして文部省がこの勧告に対し、十分趣旨を尊重して、勧告の趣旨に従つた改善をはかつておるかどうか、こういう点を行管の立場からお伺いしたい。

○政府委員(原田正君) 三十二年に行政監察の結果に基づきまして、義務教育費国庫負担に関する行政監察の結果に基づきまして、文部省に勧告をいたしております。その内容の重点と申しますものは、業務運営の基本的事項といたしまして、府県における学級編成の基準並びに教職員配置基準というものが各県まちまちである。こういうことではいかぬではないか、文部省としましては、この監察の結果といふものは、まことにごもっともなことであるということで、さつそ

く各府県におけるといふ回答の策定に努力ついては、五月には、公學級編成及び勧告の結果と律の制定とかいは予算を要につきまして直ちに改善すあります。勧告に対しまして、こういう沿つて、銳意ただいま申しありますが、沿つて、銳意るような次第〇伊藤謹道君準は、言うまことに對する教員を定しておるわい常に今までとは違うところに正されておけです。行管は是正されをお伺いしたをおきました。そこまでは是正されましたが、おまことに通り、お告をしまして、実は実情れました。そこしては、ほかであります。

○伊藤顯道君 学級編成について、私は言うまでもないのですが、学校教育法施行規則に、一学級の生徒数は五十人以下でなければならないといふ意味の規定が明確にあるわけですね。ところが、その当時の監察によりますると、小学校については最高が愛知県の六十四名、実に六十四名。それから和歌山が最低であつても五十三名、なまく大体五十八人から六十四人が大多数の県であると、こういう監察をしているわけであります。なお、中学においては五十五ないし六十人が大部分であります。ところがどうしたことについて、一学級五十人以下でなければならぬといふ、文部省のそういう取りきめがあるにもかかわらず、これが依然として現在もこれは是正されておればならないという、この実態は現在どうなつてゐるのか、あれからもうだいぶ、三年以上たっておりますが、相当成果は上がつたと思うのですが、この点を伺いたい。

いち点が、例外としても一県でもないのですね。全然五十人以下の編成をしていました通り、実はその後の実情を監察いたしておりませんので、答弁いたしかねますが、今申しました通り、必要な時期に、そういうことの監査をやつてみたい、かように考えている次第であります。

○伊藤顯道君 文部省は口を開けば、教職員に対して、法規、法律を守れといふことを強調しているわけであります。その最もいい例が勤務評定で、これも法律にあるのだからといふことで、非常に強硬にこれを実施してきました。これはもう明らかな事実であります。ところが、一面手のひらを返すと、文部省自体はそうやって、他には法令、法規の厳守をさせて、自体においては、みずから作った施行規則自体が何ら守られていない。そこでなおこの学校教育法の施行規則を見ますと、五十人以下でなければならぬと言つておきながら、願い出があれば五十五人までは許可する、こういふばかり規定であるわけですね。そういうことだから、なかなかこれは守られぬと思うのです。これは非常に重大な問題だと思うのですけれども、行管においてはその後どのようにこれを把握しておられるか。

○政府委員(原田正君) 前にもお答えいたしました通り、その面の実態は、その後監察いたしておりませんので、実は十分把握しておらない次第であります。

○伊藤謹道君 これは一度監察し勧告して、それに対する回答、さらには何らかの措置を講ずると、目標は、やはり行管の監察局の存在の意義は、行政運営の改善にあるとと思うのです。ただ通り一ぺんに勧告だけにしておけばいいと、そういうことではなかろう、そういう点については、先ほど御指摘があつたわけです。まさにその通りだと思ふ。そうだとすれば、そういう国の大事な問題が、いたずらに何ら改善されていない、それでは監察局存在の価値がないじゃないか。やはり一たん監察した以上、あくまでも所期の目的を達成させなければならぬと思はわけです。ところが、文部省の例のすし詰め学級解消の政策をみても、非常に遅々として進んでいない。試みに本年度の計画を見ますと、こういろいろになつておる。三十四年度は、小、中、五十八、五十四、三十五年が五十六、五十四、三十六年が五十六、五十三、三十七年が五十四、五十二、まだこの段階でも解決されない。こういうことであるので、これはもう何回も繰り返し監察することが必要であつらうと思うのです。この点いかがですか。

単に一片の監察をもつて能事終われりとせず、その後の実施状況についても、あくまでも推進していくたいと考えておる次第でござります。

○委員長(中野文門君) 速記をつけ  
て。

○伊藤謹道君 御承知のように、世界教育憲章というのがございますが、これによりますと、世界の各國、いずれも一学級四十人以下でなければならぬこと、そういう意味のことが明記してある。これは各國の統計を見ますと、はつきりしておりますように、いすれも日本以外の先進国は一学級の内容はほとんど四十人以下になって、日本だけが飛び抜けて五十人以下、事実は六十人前後が現状です。こういうことはなかなか教育の成果は期しがたいのです。

問に対しまして、山口局長、公務員制度調査室長の御答弁を伺つておりますと、若干食い違つてゐるような印象を受けます。それで、もしさうでなければ恐縮でございますが、その点から一つ伺いたいわけですが、室長のお考えは、全員定員化をする、若干いろいろ問題があらうけれども、問題があるのは全員定員化をしてみたが、しかし、次から次へ、また定員化しなければならぬものが出てくるといふ点と、もう一つは、ほんとうに日々雇い入れるような人たち、ガラスふきあるいは若干掃除をするとかいろいろことで、日々雇い入れる人は、これは問題外といふふうな印象を受けるわけです。が、そりしますと、室長としては、定員法をなくすするということについてはある問題があるというふうにお考えでいらっしゃるのかどうか。どうもそのように受け取れるわけですからとも、そういう点についての室長のお答えを伺いたい。

いろいろなワークがござりますので、そのうちの一つの定員法のワークがまあはすれどいふるにも必ずしも考えていないわけでござります。しかし、それからといって、今後全然何にも影響がないかわるといふるにも必ずしも考えていないわけでございまして、たとえば予算の組み方が今後一体どうなされるかといふ問題、あるいは期限付きの職員等の任用上の扱いがどういうふうになるかということは、現在では人事院規則の段階で処理されておりますけれども、それらの問題がどうなるかということは、実際の動いている公務員制度としては非常にやはり重要な問題であるう、かようになります。

いうことにあるかと申しますと、一つは定員法から直接起る法律的な効果がございます。もう一つは、定員法と一緒にるものに一応基準を置いて法律的ではないけれども、実際の取り扱いとして予算措置等の、予算の組み方等において差別をつけておるという問題があります。そこで、この前者の問題はどういうことかと申しますと、定員法におきましては、二ヵ月以前をとつておりますので、常勤している職員であつても二ヵ月の雇用にしておるわけでございます。で、事実上は継続するよなうことになりますても、これは期間更新ということでやつておるのでございまして、二ヵ月ごとに首を切られる状況になるわけでございます。そのことは各省がそれぞれ人事の運営といたしまして、長期に雇おうとするれば予算もございますし、定員法のワクがはずれますと二ヵ月で首を切る必要の現実にあるものはそういう取り扱いをするし、そうでないものにつきましては、各省の人事方針で長期雇用ができるということになりますので、その面につきましては、従来の定員繰り入れと同じ効果があるわけでございます。でもう一つの問題につきましては、これは定員に繰り入れまして定員に繰り入れましたものは、予算上現員現給で組んでおるというふうな点がござが、従来の慣例といたしまして定員にして何ら異ならないのでござります。

うかということは、定員に繰り入れることでは当然に起こって参ります。しかし、この処遇改善といふことで定員に繰り入れるという要求として起りました裏の実情と申しますか、希望をいたしましては、定員に繰り入れておいて、長期の雇用ができるようになります。そういう点につきまして、定員法自体の事実上の常勤職員について、その取り扱いの障害になつております点は、繰り入れた場合と、それから撤廃した場合と、その法律上の効果については同様でございまるでございます。

が、現行制度上は定員法ばかりでなくて、予算上のワクもございます。それからまた給与制度の上では、いわゆる

遇改善の問題はどうなるかといちお話を  
してござりますが、これは定員法という  
ものが処遇を改善するとかしないとか

います。でその取り扱いにつきまして、定員に繰り入れれば、直ちに当然現員現給になるのだということは、必ずし

○鶴岡哲夫君 定員法をなくした場合と、それから定員法の定員の中に繰り入れた場合と比較をいたしました。た場合に、おつしやるよう、同じような効果を生む面もあります。されども、そうでない面があると思うのです。それは、撤廃はしましたが、人夫賃、常勤給与、これが職員給与によるのかどうかという点については、非常に大きな問題がありますし、今局長がおつしやいました定員内に繰り入れてみても、今後の予算編成との関連で、なかなか定員内になつたと同じような効果を生まれない場合もある、そういうお話しですと、これは大へんな問題のように思ふんですがね。これはいずれ今後の成り行きを見なければならぬと思いますが、これは非常に大きな問題だと思う。それから、十九条にいう職の定員をきめるという考え方がありだといふにおつしやるわけで、これは局長何名、課長何名、課長補佐何名、それに係長何名といふ体どういう意味を持っておるのでございましょうか。行政機関の定員はわからぬ。なくなる。しかしそういう保長とか、課長補佐といふ数はあるんだというお話しですね。従来各省の中でも、特別調整額、予算の上では管理職手当といふようにいわれておるわけですが、その管理職手当を係長まで拡大をしたいという意見があるわけあります。これは非常に大きな金額等になります。なります関係もあつて、実現をしないでいるように思つておりますが、何かそれとの関連等があつて、これはやはり職の定員じゃなくて、何か労務対策

○事務総長(河野義克君) 国会図書館長は、御指摘の通り國務大臣と同等の待遇をするということが法律でも規定されていますし、最も重要な職員を

されたりますし、になら方でございます。従つて、国会図書館長を両院が選任する上において、いやしくも今おつしゃいましたある個人を救済するとか、そういう意味で選任すべからざることは、当然のことだと思います。私いたしまして、

議長なり、議院運営委員会なりの仕事を補佐していく上において、今申し上げたような気持を持っておることを申しあげます。

○矢嶋三義君 その答弁を了いたしました。そこで、定員ですが、昨年も私は予算委員会のときに質疑をして、要望をしました。そこで、定員ですが、定員は予算委員会のときには定員なりました。その後、参議院の事務総長の努力によって参議院の定員関係、若干解決好転した点は、敬意を表します。しかし、同じ立法院関係でも、衆議院と参議院で常勤職員等の比率において差があつたのです。また国立国会図書館ですね、これはさらには立法院関係みずからこういう事態があるということは、私は非常に遺憾なことだと思うのです。考えようによつては、労働法、労働関係法の違反だと思うのです、精神的には……。同じ労働条件でありながら、多数の常勤職員をかかえておる。なぜこういうアンバランスができるかといふことは、私が冒頭に質問しましたように、やはり衆參のは、常勤職員の給与水準ですね、これがかかる事務総長とか、あるいは国立国会図書館が冷遇されている。これは一つありますから、そこに僕はこういう事態が起こるのだ、それを遺憾に思いますが、内容から伺いますが、副館長に何

いますが、あなたのところの常勤職員の構成は、定員内と大体何対何ぐらいたつてあります。

○国立国会図書館副館長(岡部史郎君) 国立国会図書館の常勤職員の定員は、現在八十六名おりますから、總定員に対しても一割三分の率を示しております。

○矢嶋三義君 正職員六百二十八名、それにも常勤職員八十六、こういふ構成比の官庁は他にないと思うのですが、あなたはどうお考えですか。

○国立国会図書館副館長(岡部史郎君) 常勤職員は、各省を通じまして現在約三万名、二万八千名くらいいると思ひます。これは各省によりまして事情がいろいろ異なりまして、数年前におきましては、建設省のごときは定員内職員よりも常勤職員の方が多いような状態でございました。これは、ここの数年来の諸先生の御努力によりまして、相当是正されましたが、まだそのおどりとも相当あらうかと思つております。

○矢嶋三義君 あなたは今図書館の副館長ですが、行政管理庁を詳しく述べて、相手は正職員になつてこれている。あなたが副館長になつてこれたのを、あなたが得られたと私は思つていたのです。ところが、来年度の予算案を見ても解決されていない。非常に図書館が冷遇されている。これは一つあとでまとめますが、もう一つ伺いたい点

があるならば、何号俸ぐらい高低がありますか。

○國立国会図書館副館長(岡部史郎君) 常勤職員の定員化につきましては、私も最大の努力を払つておるつもりでございますが、その努力が足りませんので、十分所期の目的を達し得ないことにつきましては、まことに申し上げます。

○矢嶋三義君 それからなお、常勤職員の単価につきましては、私どもの國立国会図書館の職員の単価は、十四万七千円になります。それで、これは各省を通じての共通の単価と私は承知しておりますが、ただ、いろいろな機関におきまして、職員の構成、資格その他がいろいろなために、それぞれの影響があり、いろいろなために、それが影響があるわけでございますが、お尋ねに対し

まして率直にお答えを申し上げますと、人事院の高低の基準に対しまして、大体二号差がございます。

○國立国会図書館副館長(岡部史郎君) 二号差低いのでござります。それでこれをできる限り縮めたいと存じまして、近く最近の機会にこれを一号差だけ縮めたい、こゝ今考えておりま

す。

○矢嶋三義君 最近一号差縮めたいと

いうのは、最近とはいつですか。

○國立国会図書館副館長(岡部史郎君) できれば新年度から実施したいと今計算しております。

○矢嶋三義君 もう一つ、次に伺います。ですが、それは、あなたのところは図書館は人事院に常勤職員の一般基準といふのがござりますね。それよりもあなたがあると思うのですね。常勤職員に

は超過勤務をさしていませんか。させていませんか。

○國立国会図書館副館長(岡部史郎君) 常勤職員には超過勤務をさせておりません。されど、常勤職員が超過勤務した場合の超過勤務料の予算是、別個に組まれておりますか、組まれておりませんか。

○國立国会図書館副館長(岡部史郎君) 常勤職員の超過勤務は別個に組んでおりません。常勤職員の給与原資の中から支給されておるのであります。

○矢嶋三義君 超過勤務は組まれていなくて、給与の原資の中から超過勤務手当を出すとすると、常勤職員の給与手当を支給しておられますね。手当を生じていた一つの原因なのでござります。

○國立国会図書館副館長(岡部史郎君) 従来超過勤務を命じ、超過勤務手当を支給していたといふことが、二号差を生じていた一つの原因なのでござります。

○矢嶋三義君 事務総長に伺います

が、参議院の事務総長だけお呼びしたのですが、衆參と国立国会図書館を比べる場合に、常勤職員の構成並びに給与に差があることは事実です。たゞえば常勤職員が正職員六百二十八人に対して八十六名という数がある。そして図書館だから時間外勤務をしていた、時外勤務をしていて、時間外手当がないから、給与原資を食うから、だから給与も下がつてくる、二号も低くなつて参つておる。こういう事態は、立法府の中で、こういうアンバランスがあるというのは非常に遺憾だと思う

のですね。で、これらの解決は副図書館長みずからも努力するでありますよ

うが、衆參の事務総長においても私は協力して解決すべきものだと思うのですが、御所見を承つておきます。

○事務総長(河野義克君) 何と申しますか、一つの官庁としてそれぞれ独立しておる立場をございますが、ひとしく国会の中の機構でござりますし、国會議員、参議院議員を含めて、そのサービスに非常な力をいたしていただ

かなければならぬ図書館のことでござりますから、図書館の運営あるいは予算の獲得等について、私としたまでも側面からできることはいたしましたと存じております。

○矢嶋三義君 具体的提案をして伺いたいと思います。二点、その一つは副館長に伺いますが、常勤職員に、どうしても図書館の業務運営上超過勤務をしていただかなければならぬとあらば、超勤をしていただきて、その手当を予備金から支出するように要求したらどうかと思うのですが、いかがですか。

○矢嶋三義君 図書館の常勤職員は、常勤職員の本来の意味、すなわち二ヶ月以内の期間を限つて臨時の仕事に雇用される場合に、常勤職員の構成並びに給付するためには必要な要員なんどございまして、全く図書館活動を継続的に維持するためには必要な性質のものではないのでございまして、本來定員の中に入るべき性質のものでござりますので、ただいま矢嶋先生が言われたような方向ではなくに、この常勤職員をすみやかに定員内の正規の職員に入れていたので、矢嶋先生が言われたような方向ではなしに、この常勤職員を入れておいたので、この問題を根本的に解決することが私の切なる念願でございます。

○矢嶋三義君 名答弁。その通りです。しかし、それができなければといふのがございますが、常勤職員に

う次善の場合を私は予想して質問している。それをお答え願いたい。

○國立国会図書館副館長(岡部史郎君) この点につきましては、今期国会におきまして、私はこの問題が相当解決されるものと期待しておるわけでございまして、そういうことがない場合におきましては、今お話しのようことも考慮しなければならぬかと存じます。

○矢嶋三義君 そりゃいう点については、事務総長も協力しますね。

○事務総長(河野義克君) 超勤云々でございませんが、常勤職員の定員化の問題は、御指摘の通り、ただに図書館の問題ではなくて、私ども参議院職員としての非常に大事な問題でござりますので、私自身の問題としても、当然懸命に解決をしたいと考えております。

○矢嶋三義君 最後に御要望申し上げておきたいのですが、実際図書館は、立法考査局なんか、特にわれわれはいろいろと議員はごめんどうかけているわけですよ。何日間でこの資料をこしらえてほしいとか、どれを出してほしいとか、ずいぶんわれわれもサービスをお願いしているわけです。一般国民に対してもそういう建前になっているわけで、副館長が言われた通りですかね、これは事務総長も、特に館長が今欠員で、副館長しかおられないわけですから、やはり両院の事務総長でお手伝いして、協力して、そして定員化するについては解決していただきなければならぬのです。もしそれができなくて、常勤職員があつた場合は、図書館の特殊な業務運営上困るかもしれないが、かりに超勤をさしたならば、

常勤職員の給与原資を食わないで、別途予備金の支出を要求すべきだと思う、立法院の職員だもの。それができぬのであれば、常勤職員を超勤務に使わない。そして常勤職員の給与原資は食わない。それを食うから二号も低くなつてくるわけですから、その一番ベストな方法は、副館長みずから申しつべられたように、早急にこの国會中に定員化することだと思いまます。それに努力いたしますね。

○國立国会図書館副館長(岡部史郎君) 今矢嶋先生から仰せられましたこと、まことに私ども感銘にたえないと存じまして、その方向に最大の努力をいたしたいと思います。から、何とぞよろしくお願ひします。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、本件はこの程度にとどめます。

〔速記中止〕

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

午後一時三十七分散会

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

本日は、これをもつて散会いたします。

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中第八項を第九項とし、同項を同条第八項とする。

第三条第六項を削る。

第三条の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項の表中「札幌管区行政監察局」を「北海道管区行政監察局」に、「仙台管区行政監察局」に、「東北管区行政監察局」に、「東京管区行政監察局」を「関東管区行政監察局」に、「名古屋管区行政監察

名 称	位 置	管 帽	轄 区	城
函館行政監察局	函館市	管区域並びに函館市		
旭川行政監察局	旭川市	渡島支庁、檜山支庁及び後志支庁の所管区域並びに稚内市、留萌市、北見市、網走市、紋別市、旭川市、士別市及び名寄市		
釧路行政監察局	釧路市	宗谷支庁、留萌支庁、網走支庁及び上川支庁の所管区域並びに稚内市、留萌市、北見市、網走市、紋別市、旭川市、士別市及び名寄市		
岩手行政監察局	青森市	青森県		
秋田行政監察局	秋田市	秋田県		
山形行政監察局	山形市	山形県		
福島行政監察局	福島市	福島県		
茨城行政監察局	水戸市	茨城県		
栃木行政監察局	宇都宮市	栃木県		
群馬行政監察局	前橋市	群馬県		
埼玉行政監察局	埼玉市	埼玉県		
千葉行政監察局	千葉市	千葉県		
新潟行政監察局	新潟市	新潟県		
山梨行政監察局	甲府市	山梨県		
長野行政監察局	長野市	長野県		
富山行政監察局	富山市	富山県		
石川行政監察局	金沢市	石川県		
岐阜行政監察局	岐阜市	岐阜県		
静岡行政監察局	静岡市	静岡県		
三重行政監察局	津市	三重県		
福井行政監察局	福井市	福井県		
滋賀行政監察局	大津市	滋賀県		
京都行政監察局	京都市	京都府		
兵庫行政監察局	神戸市	兵庫県		
奈良行政監察局	奈良市	奈良県		
和歌山行政監察局	和歌山市	和歌山县		
鳥取行政監察局	鳥取市	鳥取県		
岡山行政監察局	岡山市	岡山県		
徳島行政監察局	徳島市	徳島県		
愛媛行政監察局	松山市	愛媛県		
高知行政監察局	高知市	高知県		
佐賀行政監察局	佐賀市	佐賀県		
長崎行政監察局	長崎市	長崎県		
熊本行政監察局	熊本市	熊本県		
大分行政監察局	大分市	大分県		
宮崎行政監察局	宮崎市	宮崎県		
鹿児島行政監察局	鹿児島市	鹿児島県		

局」を「中部管区行政監察局」に、「大坂管区行政監察局」を「近畿管区行政監察局」に、「広島管区行政監察局」を「中國管区行政監察局」に、「高松管区行政監察局」に、「福岡管区行政監察局」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 行政管理庁長官は、前項の事務のほか、管区行政監察局に、第二条第三号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十三号に掲げる事務のうち行政管理局及び統計基準局の所掌する事務を分掌させることができる。

附則  
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願 第四五二号 (第五二五号)

(第五二五号)

三号 (第五三三号)

一、暫定手当に関する請願 (第四四

一号) (第四五一号)

一、暫定手当に関する請願 (第四四

二号) (第四五二号)

一、暫定手当に関する請願 (第四四

三号) (第五三三号)

一、暫定手当の地域差撤廃等に関する請願 (第四四五号)

一、公務員の給与引上げ等に関する請願 (第四九五号) (第五〇四号)

一、旧金し勧業受用者の待遇に関する請願 (第五一七号)

一、建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願 (第五二六号)

一、旧瀬戸内政府日系官吏在職期間を国家公務員共済組合法上の職員

在職期間に適用するの請願 (第五二七号)

第四四二号 昭和三十五年二月十二日受理

紹介議員 中野 文門君

請願者 兵庫県養父郡丹波宮町議

会議長 井上毅義

軍人恩給の加算制復元に関する請願

三回にわたる恩給法の改正にもかかわらずいわゆる赤紙恥辱者は、恩給受給権をもながら加算制停止のため失権のまま放置されているが、これ等の下級軍人は終戦後負負したため、事務的手手続き未完の間に占領軍の命による恩給法の停止、さらにその後の改正において加算制が廢止されたために失権となつた者であつて、終戦前の帰還した者、あるいは以前から恩給を受けた者は、既得権者として年金を受け事實上加算の恩恵を受けているのであるから、すみやかに軍人恩給の加算制を復元し、これ等下級軍人に対して昭和三十五年度から恩給が支給せらるべきこれが法制化を図らねばならないとの請願。

第四四三号 昭和三十五年二月十二日受理

紹介議員 井川 伊平君

請願者 丁目北海道旧軍人恩給五千九百四十名

通路内 中代豊治郎外

軍人恩給の加算制復元に関する請願

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第四四三号 昭和三十五年二月十二日受理

紹介議員 荒木正三郎君

請願者 京都府福知山市宇治宮三

○五近畿地域給付策協議会内 今川義雄

現在の不合理な暫定手当制度が、農山漁村における公務員の勤務意欲を低下させ人事行政の円滑化を阻害している事実はなんども認めるところであるから、昭和三十五年度予算編成にあたり、(一)底上げ方式による可及的すみやかな暫定手当解消の具体的の方策を決定し、これを法律化すること、(二)右の段階的措置としてまず昭和三十五年四月から暫定手当の本俸五パーセントを本俸に織り入れて級差を現行より一段階短縮する予算措置と法改正を今国会において決定すること、(三)右と同時に同一市町村内のアンバランス是正も四月から実施し、第二十七回国会における参議院付帯決議の実現を期すこと等暫定手当制度の解決を図られたこと等暫定手当制度の解決を図られた

請願。

第四四四号 昭和三十五年二月十二日受理

紹介議員 岡 三郎君

請願者 横田三三三 大田貞雄

外六百六名

暫定手当の地域差撤廃等に関する請願 (十七通)

請願者 熊本県上益城郡甲佐町

昭和三十二年四月給与法が改正にな

公務員の給与引上げ等に関する請願

第五〇四号 昭和三十五年二月十五日受理

紹介議員 岡 三郎君

請願者 岩手県岩手郡鶴ケ根鶴ケ根

小学校内 高橋時次郎

外六名

公務員の給与引上げ等に関する請願

第五〇四号 昭和三十五年二月十五日受理

紹介議員 岡 三郎君

請願者 岩手県岩手郡鶴ケ根鶴ケ根

表(一)海員職(二)医療職(三)及び(四)を撤

廃し、それぞれ一本化すること、(三)全俸給表を通じて等級に関係なく、金額四万三千五百円までを通し号俸とす

ること、(四)給与のアンバランスを正すこと、(五)暫定手当の改正を行うこと、特に、人事院規則九、八、二の改正を行ない経験換算率を最

低五割に引き下げる、(六)現に昇給

当をすべて本俸に織り入れ、地域の賃

金格差を廃止すること、(七)期末手当、勤

勤手当の年間三・五箇月分を、夏季一

請願者 岩手県岩手郡滝沢村篠

木小学校内 土井尻清

見外十四名

紹介議員 岡 三郎君

請願者 岩手県大宮市議会議員

公務員の給与引上げ等に関する請願

第五二五号 昭和三十五年二月十六日受理

紹介議員 平井 太郎君

請願者 香川県高松市藤塚町九

八 漢音雄外四千四百

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第五二五号 昭和三十五年二月十六日受理

紹介議員 平井 太郎君

請願者 埼玉県大宮市議会議員

公務員の給与引上げ等に関する請願

箇月、年末二箇月、年度末〇・五箇月として支給する等の実現を図ると共に、(一)全国一律八千円の最低賃金制の実施、(二)社会保険制度を完全に確立し、国家公務員、地方公務員の共済年金法の改悪中止、(三)公務員労働者の基本的権利の確立、(四)勤務評定実施の即時中止、(五)教育委員会公選制とすることを中心、教育委員会法を抜本的に改正すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第五一七号 昭和三十五年二月十六日受理  
旧金し勲章受用者の処遇に関する請願

請願者 山形県東田川郡立川町大字清川九ノ四 五十嵐市郎  
紹介議員 村山 道雄君

旧金し勲章受用者の平均年令がすでに八十歳に達しているため毎日五名以上の死亡者を出しており数年後には受用者はほとんど皆無となる状態であるから、栄典法において旧金し勲章のはい用を公に認めるよう規定を設けられるとともに、受用者の待遇についても早急になんらかの措置を講ぜられたいとの請願。

第五二六号 昭和三十五年二月十六日受理  
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 熊本県山鹿市米町 山下政治  
紹介議員 森中 守義君

建設省に勤務している臨時職員は、定員内職員と同じ職務内容と責任を分担し懸命に勤めているが、身分保障がな

く、その上労働条件が劣悪であるため職務に対する熱意を失なうおそれがあり工事の遂行にも影響があると思われるから、旧満に仕事が遂行できるよう、

同省勤務の臨時職員の全員を定員化せられたいとの請願。

第五二七号 昭和三十五年二月十六日受理  
公務員共済組合法上の職員在職期間に通算するの請願

旧満州国政府日系官吏在職期間に公務員共済組合法上の職員在職期間に通算するの請願

請願者 北海道札幌郡豊平町中の島二区 松村悟  
紹介議員 田中 一君

今回全面的に改正された国家公務員共済組合法によると、かつての満州国政府から招へいされて内地官署職員から外國政府職員となりその後帰國して内地官署に再び勤務した者は一定の条件の下でその在職期間を通算することを規定しているが、初めから旧満州国政府職員として勤務していた職員に対しては満州における在職期間の通算をしては満州における在職期間の通算を認めず單に現在の恩給法の延長のごく取り扱っている。これでは社会保障制度本来の主旨に反する差別の措置であり、まことに遺憾にたえないから、これらの旧満州国政府職員に対してもその在職期間を国家公務員共済組合法上の職員在職期間として通算するよう格段の配慮をせられたいとの請願。

二月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案  
総理府設置法の一部を改正する法律

第百二十七号) の一部を次のよう改正する。

第十五条第一項の表中農地被買収者問題調査会の項の次に次のよう加える。

第百二十七号) の一部を次のよう改正する。  
第十五条第一項の表中農地被買収者問題調査会の項の次に次のよう加える。

会	対外経済協力審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて対外経済協力を関する基盤を確立するための政策及び重要な事項を調査審議すること。
宇宙開発審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて宇宙利用及び宇宙科学技術に関する重要な事項を調査審議すること。	附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

昭和三十五年三月七日印刷

昭和三十五年三月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局